

**奈良市ボランティア・NPOとの
協働のあり方に関する指針**

奈 良 市

平成 18 年 2 月



ご あ い さ つ

『協働がキーワード・・・これからの社会は、協働の社会。』

少子・高齢社会を迎え、また地方分権が進むなか、行政サービスを低下させることなく進めていくためには、市民との「協働」が必要となっておりました。その仕組みづくりが私の仕事だと思っています。

今、市民の方々から、かつ幅広い層の人からできるだけ多くの意見を聴き、施策に反映させることが、行政に望まれています。

行政が直接行うよりも、企業や民間団体、NPOやボランティアの方々に任せることで、それぞれの特性を活かすことができ、市民の多様化したニーズに、柔軟に対応することができるのです。

また、地域社会の中でも、「お互いが助けあう」ということが必要です。「自助」「共助」「公助」、このような考え方が社会の中に浸透していくことが、社会を維持していくのではないのでしょうか。

先日、「協働」に対する基本的な考え方や、NPOやボランティアの方々と行政が「協働」を行っていくうえでの役割分担などを示した、指針(案)の提言を、「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会」からいただきました。

そこで、この提言に基づき、市民参加や市民連携のために必要な仕組みづくりを定着させることと、お互いが共通の認識をもって「協働」を進めていくために、ここに、「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」を策定いたしました。

今後は、市民の皆様に、「何ができますか?」「何をしていただけますか?」などという呼びかけを行いながら、この指針を基に、「協働」を進めていきたいと思っています。

平成18年2月

奈良市長

藤原 昭

はじめに

わが国において、ボランティアがはじめて大きく取り上げられたのは平成7年の阪神・淡路大震災のときでした。巨大な天災の前に市民だけでなく、行政も企業も無力な状態でした。しかし、全国からかけつけたボランティアの支援活動が、既存組織の機能不全を乗り越えて被災者の生活再建を支え、勇気付けたことは、私たちの共通の認識となりました。それを契機にボランティアに対する理解は深まり、また平成10年には議員立法で特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、政府もボランティアの組織化を支援し始めました。

しかし、ボランティア・NPOに期待されることは単に災害時の支援活動にとどまりません。公共サービスをもっぱら供給するとされてきた行政や、私鉄のように公共サービスの一部を供給する企業と並んで、公共サービスを分担して供給する主体としてのボランティア・NPOが全国的に出現しつつあるのです。このうちNPO法人は奈良県においては167団体が、奈良市においては70団体が認証されています（平成17年5月31日現在、内閣府認証法人を除く）。さらに、法人として認証されていない団体や個人のボランティアなど数多くの人たちがボランティア活動を行っており、貴重な公共サービスを提供されています。そのような中で、ボランティア・NPOとの協働に関するルールづくりが重要な課題となってまいりました。

そこで平成16年4月に設置された「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会」において検討を重ね、市民の声と力を深く理解したまちづくりがより一層推進されることを願い、平成17年9月に「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針（案）」として提言いたしました。

この指針が、広く市民にも公開され、また、このルールに基づく協働が幅広く推進され、その協働の状況を点検、評価するフォローアップ体制がとられることを心からお願い申し上げます。

奈良市ボランティア・NPO との
協働のあり方に関する検討委員会
委員長 澤 井 勝

目 次

I ボランティア・NPO について

- 1 ボランティア・NPO とは……………1
- 2 NPO の要件……………2
- 3 ボランティア・NPO の特性……………3
- 4 ボランティアと NPO の違い……………4
- 5 対象とする範囲……………5・6

II 協働の基本的な考え方

- 1 協働の背景……………7
- 2 協働の定義……………8
- 3 協働の意義……………9
- 4 協働の原則……………10・11

III 協働の手法

- 1 協働のサイクル……………12
- 2 協働の形態……………13～15
- 3 協働への支援……………16～18
- 4 協働相手の選定……………19
- 5 協働の評価方法……………20

IV 協働の推進体制

- 市の体制整備……………21

I ボランティア・NPO について

1. ボランティア・NPO とは

(1) ボランティアとは

ボランティア(volunteer)は、自由な意思で行動する人、「志願者」「奉仕者」等と訳され、一般的には、社会をよりよくしていくために自主的な社会貢献活動やそのために自分の技能や時間を自主的に無報酬で提供する「個人」のことを言います。

(2) NPO とは

NPO (Non Profit Organization) は、直訳すると「非営利組織」となります。株式会社などの営利を追求する企業とは異なり、文字どおり営利を目的としない組織ということです。

県や市町村も非営利の組織ですから、これらと区分するために、通常「民間非営利組織（団体）」と呼ばれています。

なお、特定非営利活動促進法により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）のみが NPO と思われがちですが、法人格をもたない任意団体も要件を満たしていれば NPO に含まれます。

2. NPO の要件

NPO であることの要件として、次の 5 つがあげられます。

- (1) 利益を分配しない (non profit distributing)
利潤が発生しても、関係者に分配せず、次の活動資金として再投資します。
- (2) 正式の組織である(formal organization)
組織としての意思決定のシステムが明文化されていること。必ずしも法人として認証されていることではありません。
- (3) 非政府である(nongovernmental)
政府や行政やその外郭団体等は含まれません。
- (4) 自己統制的である(self-governing)
組織として活動するためには、自己統治能力を持たなければなりません。理事会・総会等の意思決定機関があることが必要です。
- (5) 自発的である(voluntary)
NPO の活動は自発的な参加が原則です。

(アメリカのジョーンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授らが中心となった非営利セクター国際比較研究プロジェクトの分類を基礎としています。)

3. ボランティア・NPO の特性

ボランティア・NPO には主に次のような特性があり、協働するにあたってはこれらの特性を生かすことが重要です。

(1) 自主性、自発性

社会的使命（ミッション）の実現のために、共感する人たちが自らの価値観に基づいて自発的に活動しています。この自主性、自発性はすべての活動に共通する基本的な特性です。

(2) 先駆性

現行の社会システムでは対応しがたい公共的な課題を見だし、独自の視点からの新たなサービスに先駆的に取り組むことができます。

(3) 多様性

それぞれの価値観に基づいて独自に行動することができるため、さまざまな分野で多種多様なサービスを提供することができます。

(4) 専門性

さまざまな経験や専門知識を持った人材が活動に参加していることが多いと言えます。また、継続的な活動によりその分野における専門性やノウハウがさらに蓄積されることになります。

(5) 機敏性

制度的な枠組みにとらわれず、意思決定や手続きに時間がかからないために、状況に応じた機敏な活動を行うことができます。

(6) 地域性

地域のニーズに沿って、現場の視点から活動しています。課題が複雑化する中で、行政施策の縦割りにとらわれることなく横断的に対応し、地域が必要とするサービスを提供することができます。

4. ボランティアと NPO の違い

ボランティア・NPO は、自主的、自発的に社会や人に貢献する活動を行う主体です。その違いは、ボランティアは「個人」が活動の主体であり、NPO は「組織」が活動の主体となります。そのため、NPO は会則があり、代表者や役員を置くほか、会計処理がきちんとなされているなど組織としての形態を有しています。

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」と NPO 活動の特徴である「非営利性」を混同しているために、「NPO がお金を稼いでいるのはおかしい」「ボランティアでやっているのだから収益事業を行わないのは当然」と聞かことがあります。「無報酬性」というのは、個人が働いた労働の対価としてお金（報酬）をもらわないことを意味します。「非営利性」というのは、収益事業を行って得た利益は組織の運営費や次の活動経費に充て、余剰金を組織の構成員には分配しないことを意味します。

ボランティアにとって NPO は、自分たちが活躍できる場です。NPO にとっては、役員や有給スタッフのほか、多数のボランティアの参加で活動が成り立ち、ボランティアは NPO を支える重要な存在といえます。

	ボランティア	NPO
活動の主体	個人	組織
目的・評価	社会に貢献 生きがい 自己実現	組織としての目的達成、使命の達成 目的の内容、達成度がその評価対象
報酬・収益	原則として無報酬 収益を目的としない	収益をあげるが非営利 (活動費や有給スタッフの人件費、管理費等に当てるが、構成員に分配しない)
相互の関係	NPO は活動の場	ボランティアは重要な担い手

5. 対象とする範囲

本指針の対象とする範囲は、ボランティア・NPO とします。

ボランティアは「個人のボランティア」と定義し、NPO は「特定非営利活動法人及び市民活動団体・ボランティア団体等の民間非営利活動団体」と定義します。

政治・宗教活動を目的とする団体や特定個人・団体の利益を目的とする団体は対象外とします。

NPO に含まれる団体の範囲についてはさまざまな考え方がありますが、一般的に次頁の別表①～④に大別できます。

③・④の公益法人等(*₁)、中間法人(*₂)を含む共益団体(*₃)は原則、対象外としますが、多様な市民のニーズに応えられる社会貢献活動や公益活動を自発的に行う場合は、「ボランティア・NPO」に準じて協働を進めていくものとします。

(*₁) 公益法人等

民法や他の特別法により設立された法人で、特定非営利活動法人（NPO 法人）を除くものをいう。

社団法人・財団法人（公益法人）、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人

(*₂) 中間法人

「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、余剰金を社員に分配することを目的としない社団」であって、中間法人法により設立されたもの（平成14年4月施行）をいう。

公益も営利も目的としない団体で、例えば、同窓会、親睦団体などが法人格を取得することができる。（取得を義務づけるものではない）

(*₃) 共益団体

同窓会、同好会、PTA 等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とする団体、並びに農業協同組合、生活協同組合、労働組合等構成員のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とする団体をいう。

別表

NPO に含まれる団体の範囲

←→

←→

←→

←→

最広義

アメリカで一般に使われている範囲

本指針での範囲

最狭義

公益団体			共益団体
①	②	③	④
特定非営利活動法人 (NPO法人)	ボランティア団体 市民活動団体	更生保護法人 医療法人 宗教法人 学校法人 社会福祉法人 財団法人 社団法人	町内会・自治会 労働団体 中間法人 経済団体 協同組合等

(備考)

まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

【平成12年度 「国民生活白書」(経済企画庁編) 参照】

Ⅱ 協働の基本的な考え方

1. 協働の背景

協働が今日盛んになっている背景には、下記のような社会情勢の変化があります。

(1) 市民の側の変化

わが国は高度成長期を経て物質的に豊かになりました。その結果、個人の価値観が多様化すると共に行政に対する要望も多様化し、行政が対応しきれないケースがこれまで以上に多くなりました。

また行政改革や地方分権が推進されたことで、市民の間で行政に関する関心が高まり、参加意識が芽生えつつあります。

加えて、従来の家庭(血縁)や地域(地縁)といったコミュニティが、工業化・核家族化・都市化などで弱体化しつつあるのに対して、情報化社会の発展は趣味や社会的関心を同じくする人々(「好縁」※)のつながりを容易にしました。これらの人々が社会的に有意義な行動に身を投じるケースが増えてきています。

(2) 地方自治体側の変化

地方分権の進展は自治体に自主性を発揮する余地を増やした一方で、確固たる財源を持たない自治体の歳入を不安定にしました。また、少子・高齢化の急速な進展は現状の行政サービスの維持が困難であることを意味しております。財政上からも社会の実情からも、行政サービスの再編が不可欠になりつつありますが、サービス水準をなるべく低下させないための改革が必要となってきました。

そのため、行政サービスのさまざまな分野において、企業に参入を促す制度が採られました。また、行政でも企業でもない主体の活躍が待ち望まれるようになりました。

※「好縁」 平成12年度国民生活白書～ボランティアが深める好縁～より
元経済企画庁長官堺屋太一氏の造語

2. 協働の定義

一般的に、協働とは、「社会的な役割や考え方の異なる主体が対等の立場で、それぞれの目的を踏まえて、共通して取り組む目的や事業の設定、その事業における役割分担などを行い、期限をきめてその事業に協力して取り組むこと」をいいます。

本指針においては、協働を、「ボランティア・NPO と行政が、対等な立場で、お互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施・評価にいたるまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むこと」と定義します。

3. 協働の意義

ボランティア・NPO と行政との協働には、次のような社会的意義と役割があります。

(1) 多様な市民ニーズへの対応

公平・平等な均一的なサービスの提供を基本とする行政においては対応が困難な多様な市民のニーズに対して、必要とするきめ細やかなサービスを提供していくためには、多様で先駆的な特性を活かしたボランティア・NPO との協働によって、柔軟かつ迅速で適切な対応をすることが可能となります。

(2) 市民の社会経営能力の向上

市民が公共サービスの受け手の立場から、NPO に加わり、あるいはボランティアとして行政と協働することをとおして、市民が公共サービスの担い手として、行政に参画することになります。市民が自ら地域の課題に取り組み、自らの課題としてさまざまな課題解決に関わっていく中で、自治を担う市民としての意識や能力が養われ、市民による新しい住民自治社会の構築につながっていきます。

(3) 公共サービスの見直しと新しいサービスの供給

行政にとっては、ボランティア・NPO と協働することによって、行政とは異なる特性をもったボランティア・NPO の考え方や活動に接することができ、これまでの公共サービスの提供方法や、効率化、質的向上など、公共サービスの見直しの契機となります。

また、地域に密着した活動をしているボランティア・NPO との協働をとおして、市民が必要としているサービスや地域の課題を把握することができ、市民のニーズに沿った新しい公共サービスの供給や先見的な取り組みに結びつきます。

4. 協働の原則

行政とボランティア・NPO とが協働するにあたっては、双方が以下の原則を十分に理解しておくことが重要です。

(1) 対等であること

行政とボランティア・NPOは、お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保つことが大切です。

(2) 相互に理解すること

行政とボランティア・NPOは、お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取り組みを行っていく必要があります。

(3) 自主性を尊重すること

行政は、ボランティア・NPOのもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しなければなりません。

(4) 自立化を進めること

行政とボランティア・NPOは、依存や癒着の関係に陥ることのないよう、ボランティア・NPOが自立にむかうように協働を進めることが重要です。

(5) 目的を共有すること

行政とボランティア・NPOは、協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていくことができます。

(6) 補完しあうこと

行政とボランティア・NPOは、両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担することが大切です。

(7) 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことによって、協働に対する市民の理解を得ることができます。

(8) 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識が必要です。

(9) 期限を決めること

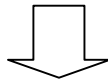
協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことにより、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつつけることが大切です。

Ⅲ 協働の手法

1. 協働のサイクル（※協働のサイクルはおおむね以下のとおりです。）

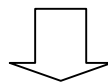
事前準備

- ・ ボランティア・NPO と情報交換に努めること。
- ・ 事業における市民のニーズや、市民参加の程度を確認の上で、協働を行うことができる事業かどうか、検討すること。



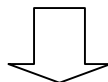
企 画

- ・ ボランティア・NPO 側から提案された企画を採用しない場合も、不採用の理由を明確にすること。
- ・ 協働を行う理由や協働相手の選定理由について公表すること。
- ・ 達成すべき目標のイメージを共有すること。
- ・ 協働事業の工程表を作ること。実施段階における協議を有意義なものにするためにも必要です。
- ・ お互い協議のうえ、納得した対価を支払うこと。
- ・ お互いの強み・弱みの把握に基づき、役割分担を明確にすること。書面（契約書、協定書、覚え書き等）にすればなおよい。
- ・ ボランティア・NPO との責任分担・資金負担についても明確にすること。



実 施

- ・ 協働が適当でないことが判明すれば、理由を説明して協働を取りやめること。協働はあくまで手段であって目的ではありません。
- ・ ボランティア保険等の加入状況を確認しておくこと。
- ・ 協働の相手方との連絡を密にすること。その際、お互いの活動時間の違いを把握し、適切な連絡手段を決めること。（例：Eメールなど）
- ・ 協議を適宜行うと共に、進捗状況を把握すること。
- ・ 協働の事業目的の達成をめざして、軌道修正を行うこと。



評価・改善

- ・ 協働事業の終了後は、相手方との意見交換の機会を設けること。
- ・ 協働のノウハウが、関わった職員以外にも共有されるようにすること。
- ・ 協働の成果については公表すること。

2. 協働の形態

行政とボランティア・NPO との協働については、下記のような形態が考えられます。どのように協働するかについては、ボランティア・NPO の特性を活かせるかどうかを基準に、当該ボランティア・NPO のミッションや能力と協働の目的を検討して個別に判断します。

また、ボランティア・NPO の強みは行政とは異質な発想にあります。必要な情報を適切な時期に提供することにより、企画段階からの協働も進めます。

(1) 委託

行政がボランティア・NPO に対して、本来的に行政が行うべき業務を委託することをいいます。

留意点

- ・複数の委託先がある場合は、企画公募方式により委託先を選出することを原則とする。また選定の基準については公表すること。
- ・契約方式として随意契約方式を選択する場合は、本方式が例外であることを考慮して、選択の明快な理由を付すこと。
- ・契約書の文言を、必要に応じて変更すること（例 “指示する”→“協議する”）。
- ・支払いは前金払いや概算払いについても柔軟に考慮すること。
- ・ボランティア・NPO の創意工夫が発揮されやすい状況を作ること。
- ・委託事業の成果は基本的に市に帰属することを理解していただくこと。

メリット

- ・ボランティア・NPO 先駆性や専門性、柔軟性といったボランティア・NPO の特性を十分に発揮することができます。資金面でも大きな効果が生まれます。
- ・行政 市民に効率的にサービスを提供することができます。
- ・市民 質の高いサービスを受けることができます。

(2) 指定管理者制度

民間事業者を含む幅広い団体に「公の施設」の管理を行うことができるようにする制度です。

留意点

- ・現行の管理委託は平成 18 年 9 月 2 日まで行うことができる。しかし施設の管理につき年度ごとに契約を締結していることを考慮すると、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行する必要がある。

- ・法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これを指定管理者に行わせることができない。
- ・条例で規定すべき事項・・・指定の手続き・管理の基準・業務の範囲・その他必要な事項
- ・指定管理者制度を導入しようとする公の施設の目的を明確にすること。
- ・企画公募方式で指定管理者を選ぶことを原則とする。

メリット

- ・ **N P O** 施設の管理運営に主体的に参画することができ、活動機会が拡大されます。
- ・ **行 政** より市民の側の視点に立った管理運営が可能になり、市民のニーズに効果的に対応できます。
- ・ **市 民** ボランティア・**NPO** の発想を導入することによって質の高いサービスを受けることができ、さらには市民活動が盛んになります。

(3) 事業協力

ボランティア・**NPO** と行政が役割分担のもとに協力することをいい、具体的には共催方式や実行委員会方式などがあります。

留意点

- ・初期の段階から市民のニーズや事業の目的などについて十分な意思疎通を行うこと。
- ・経費の負担、責任の所在などについて事前に書面で合意を得ること。

メリット

- ・ボランティア・**NPO** 事業に対する行政の理解を得ることができます。
- ・ **行 政** 企画段階から協働することによって、事業に新鮮な発想や未知のネットワークを取り入れることができます。
- ・ **市 民** ボランティア・**NPO** 活動が身近に感じられ、参加するきっかけとなることが期待できます。

(3)－A 共催

ボランティア・**NPO** と行政が共同で一つの事業を主催することをいう。

留意点

- ・役割分担をはっきりさせることが必要。

(3)－B 実行委員会

ボランティア・NPO と行政等で構成された実行委員会が主催者として事業を実施することをいう。

留意点

- ・委員の選出にあたっては年齢・性別のバランスと候補者の経験・資質や熱意に配慮すること。
- ・委員会での議論について透明性を確保すること。
- ・委員会を開催する日時については、土・日・祝日や夜間の開催等も考慮すること。

(4) 後援

ボランティア・NPO が主催する事業に対して後援名義の使用を認めることをいいます。

留意点

- ・単発的な協働にならないように、ボランティア・NPO の事業に対する将来的な展望・意義に注意し、また喚起すること。

メリット

- ・ボランティア・NPO 単独開催に比べて、事業に対して、また団体そのものに対しての信用が増します。
- ・行政 ボランティア・NPO 活動を活性化する働きが期待できます。
- ・市民 事業のメッセージ・意義がより多くの市民に伝わります。

3. 協働への支援

ボランティア・NPO が実施するそれぞれのミッションに基づいた活動が、市民生活の向上に資することは大いに期待できますが、奈良市内のボランティア・NPO は未だ財政基盤などが脆弱であり、行政からの支援を求める声もあがっています（平成 15 年度実施 ボランティア・NPO 活動状況調査）。しかし、行政が本来自立した存在であるボランティア・NPO を支援するにあたっては、下記の原則に基づいて十分配慮する必要があります。

自立促進の原則…本来自立した存在であるボランティア・NPO に対する支援は、自立を促進するものでなければならない。

公共目的達成の原則…ボランティア・NPO はミッションに基づきさまざまな活動を行っているが、支援は、公共利益を目的とする活動に対してでなければならない。

また、ボランティア・NPO の事業内容や成長段階にあわせて支援内容を個別に判断する必要があります。例えば、市内のボランティア・NPO の状況や育成の観点から、“芽生え期”（結成～3 年）にある団体への支援が効果的であると考えられます。また、行政依存を招きやすい財政的支援は、慎重に検討したうえで行わなければなりません。できる限り他の手法による支援を心がけます。代表的な支援の手法については下記のとおりです。

（１） 機材・場所の支援

機材・場所の支援は、活動に直接かかわるため効果が大きく、なおかつ低コストで市民の理解を得るのも比較的容易であると考えられるため、もっとも活用すべき支援法といえるでしょう。

（２） 財政的支援

財政的支援には、補助金の支出、基金等への資金拠出や、使用料などの減免などがあります。財政的支援は、ボランティア・NPO からの要望がもっとも多い支援の一つではありますが、安易な支援は行政依存を招きやすいという欠点もあります。ボランティア・NPO の成長段階に応じた支援制度や、継続限度付きの事業補助といった自立を促す仕組みづくりが今後の検討課題となります。

（３） 人的支援

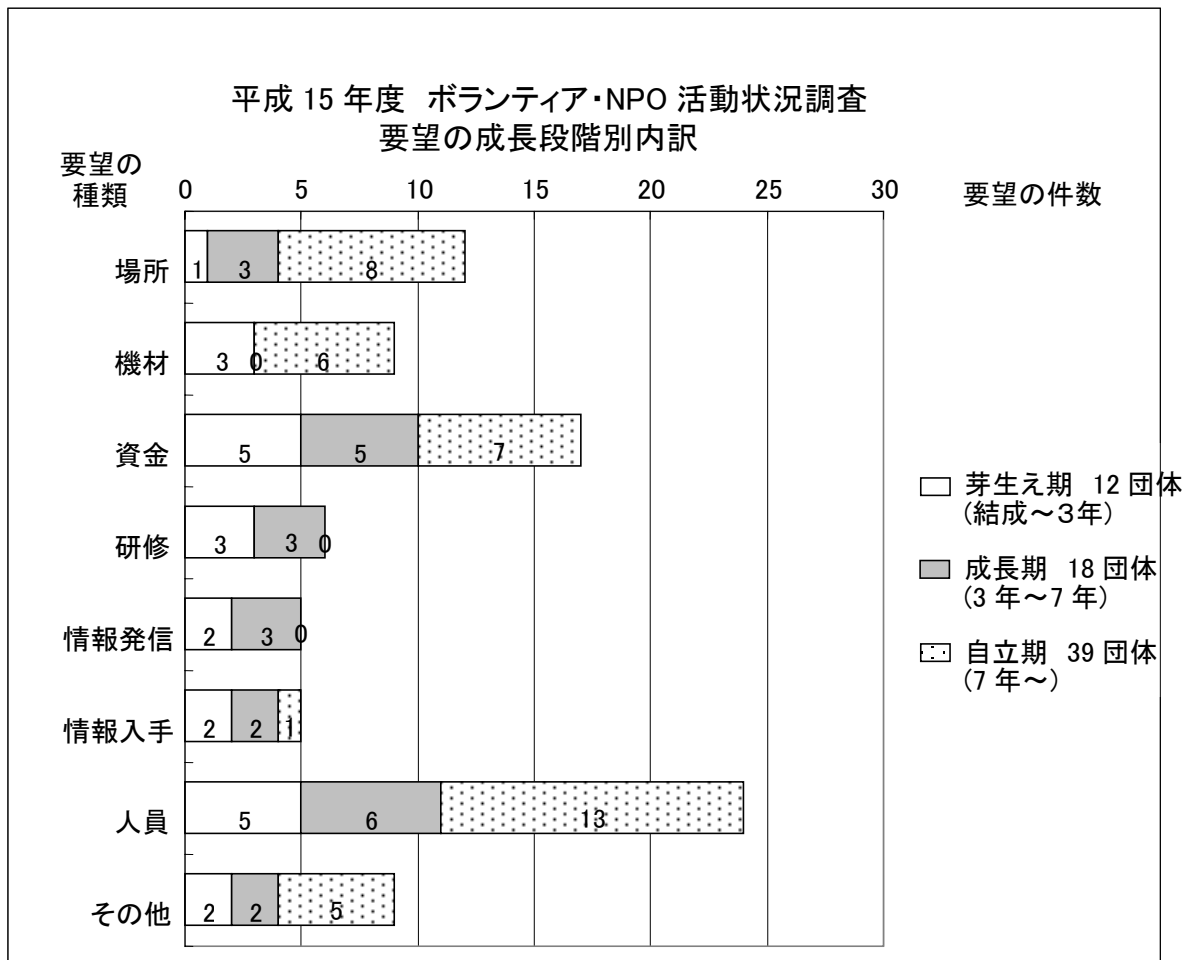
研修や相談、メンバーの募集に関する支援をいいます。これは、実情に必ずしも詳しくない行政が直接支援するよりは、中間支援団体等の活用を心がけるべき分野といえるでしょう。一方、市民の意識の啓発やボランティア活動などに参加しやすい環境づくりについては、市が協力する領域といえます。

（４） 情報的支援

ボランティア・NPO が情報を発信するのを支援したり、あるいは行政等から情報を入手することを支援することをいいます。情報の発信については、インターネット等の活用も含めて、今後幅広く検討を行います。また、協働情報が入手しやすい環境の整備に取り組みます。

（５） その他の支援

各施設の利用に関する規制の緩和や、意見交換の機会を設ける等さまざまな要望があり、柔軟に対応する必要があります。



上記の調査は平成 15 年 8 月、奈良市ボランティアセンターに登録している団体（7 月末当時 160）を対象に実施したもの。回答は計 79（回答率 49.4%）。

用語解説

芽生え期・・・組織の体制が未整備であり、活動も不定期に実施している段階。

（おおよそ結成～3年）

成長期・・・組織の体制が整備されつつある段階。活動も活発になり、一部では自立の動きも見られる。（おおよそ3年～7年）

自立期・・・組織の体制が整備され、安定的に活動している段階。多くは自立し、行政や企業等と協力関係を築く能力を有する。（おおよそ7年～）

4. 協働相手の選定

協働の相手先を選定するにあたっては、まず当該事業を協働で実施しようとする目的を確認しなければなりません。

協働の相手を選ぶ基準としては例えば下記のようなものがあげられます。

- ・（企画公募方式の場合）企画そのものが有意義か。
- ・ボランティア・NPO が目的とするミッションが協働しようとする事業の目的に合致するか。
- ・事業を実施する能力を有しているか。
- ・当該事業の協働がボランティア・NPO の自主性等を損ねる結果にならないか。
- ・運営の透明性が確保されているか。
- ・（公開プレゼンテーションの場合）プレゼンテーションにおける説得力等があるか。

これらの基準をもとに総合的な評価を行って相手を決定します。透明性の観点からは、ボランティア・NPO の公開プレゼンテーションを受け、複数の審査員の審査結果に基づき相手を決定することがもっとも望ましいと考えられます。また、審査結果は公表することが重要です。

5. 協働の評価方法

協働事業は、終了後に評価をすることが行政とボランティア・NPO 両者にとって重要となります。そこで、①今後の協働事業の改善を図るため、②事業の透明性を確保するため、③市民の理解を得るために、下記のような項目を評価の基本とし、それぞれの事業にふさわしい評価項目を加えた「評価シート」を作成します。そして、事業終了後なるべく早急に意見交換の機会を設け、実施結果を評価・点検し、今後の協働事業の改善策を確認します。また、評価した情報についても公開します。

○評価の視点

- ・ 協働事業としての当初の目的が達成され、効果を発揮したか。
- ・ ボランティア・NPO の自立性・自主性は維持もしくは向上したか。
- ・ 資金は効率的・効果的に利用されたか。
- ・ 行政とボランティア・NPO とのコミュニケーションは十分であったか。
- ・ 行政からの情報の公開・提供は適切であったか。
- ・ 行政あるいはボランティア・NPO の同種の単独事業に比べて、市民の関心度や支持度が向上したか。
- ・ 事業の役割分担や工程計画は適切であったか。

IV 協働の推進体制

市の体制整備

本市は従来よりボランティア・NPO との協働の事例があり、それぞれ成果を上げておりました。しかし協働を今後全庁的に推進するにあたっては次のとおり体制整備を図り、より協働を充実させるようにつとめます。

- 協働に関する職員の理解を深めるため、研修を継続的に実施し、意識の向上につとめます。また、必要な知識や手法の体系化につとめ、職員の協働への取り組みを後押しします。また、ボランティア・NPO との人的交流についても検討します。
- 協働を円滑に進めるため、協働に関する基盤を整備します。そのために、各課において実施計画を策定し、協働の原則に則して協働を進めていきます。具体的には、各部局内の代表者による庁内連絡会議を活用し、また、協働することが可能な事業の提案の機会を設けるなど、協働を進めやすい体制づくりにつとめます。
- 企画段階からの参加を促すよう、パブリックオピニオン制度等を活用しながら、情報公開条例の趣旨に則り、情報を行政内部及び市民に広く提供し、認識の共通基盤を作ることにつとめます。また、ボランティア・NPO からの企画を受けて協働を進める制度（自由企画方式）についても今後検討します。
- 本市とボランティア・NPO が協働の経験を積むため、各部局や市民よりテーマを公募するなど、協働のモデル事業を推進します。モデル事業は具体的に検証し、以後の協働事業に反映させることにつとめます。

資 料

- 奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会の経過
- 奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会委員名簿
- 奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会設置要領
- 奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会の公開に関する運営要領
- 奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会傍聴要領
- 奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議設置要領

奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会の経過

月 日	会 議 名	内 容	出 席 委員数
平成16年 7月6日(火)	第1回検討委員会	委員委嘱式 趣旨説明と検討委員会の運営について	9人
平成16年 8月20日(金)	第2回検討委員会	奈良市行財政改革大綱基本理念の説明 指定管理者制度の説明 奈良市の現況と課題 定義と概念	10人
平成16年 10月29日(金)	第3回検討委員会	協働の定義について ボランティア・NPOの対象の範囲について 支援システムについて	10人
平成16年 12月17日(金)	第4回検討委員会	協働の定義と範囲について 協働の形態について 支援のあり方について	8人
平成17年 3月28日(月)	第5回検討委員会	ボランティア・NPOについて 協働の基本的な考え方 協働の手法 協働の推進体制	9人
平成17年 5月27日(金)	第6回検討委員会	ボランティア・NPOについて 協働の基本的な考え方 協働の手法 協働の推進体制	8人
平成17年 7月15日(金)	第7回検討委員会	ボランティア・NPOについて 協働の基本的な考え方 協働の手法 協働の推進体制	7人

奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会委員名簿

		氏 名	性別	所 属 等
1	(委員長) 学識経験者	サワイ マサル 澤井 勝	男	奈良女子大学生生活環境学部名誉教授
2	(副委員長) 学識経験者	ナカガワ イクオ 中川 幾郎	男	帝塚山大学院法政策研究科・大学法政策学部教授
3	公募市民	ハシモト テツオ 橋本 哲夫	男	
4	公募市民	ヤマザキ ヒデコ 山崎 秀子	女	
5	民間企業代表者	タカツカ ヨシヒロ 高塚 好弘	男	前(株)南都銀行取締役本店営業部長
6	民間企業代表者	ハシ オ 箸尾 享嗣	男	(株)奈良パーク(奈良パークホテル)代表取締役社長
7	NPO代表者	ムラカミ ヨシオ 村上 良雄	男	奈良NPOセンター常務理事・事務局長
8	NPO代表者	ヨシダ ヒロミ 吉田 浩巳	男	大和まほろばNPOセンター常務理事・事務局長
9	県職員	マツナガ ヒサノリ 松永 久典	男	奈良県生活環境部部長
10	市職員	ヤマモト ケイゾウ 山本 圭造	男	奈良市市民生活部長

奈良市ボランティア・NPO との協働のあり方に関する検討委員会設置要領

（目的）

第1条 奈良市民の自発的自立的な活動をより一層活発、かつ広範に展開し、奈良市とボランティア・NPO のパートナーシップを構築し、市民参加のまちづくりを進め、ボランティア・NPO 活動等の推進と支援に関する協働のあり方を検討協議するため、奈良市ボランティア・NPO との協働のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、奈良市とボランティア・NPO との協働に関する指針案を提言する。

- (1) ボランティア・NPO 活動等の推進及び支援に関すること。
- (2) ボランティア・NPO 活動等の啓発に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
- (2) 学識経験者
- (3) NPO の代表者
- (4) 民間企業の代表者
- (5) 県の職員
- (6) 市の職員

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、第1条で規定する目的を達成する日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 4月 8日から実施する。

奈良市ボランティア・NPO との協働のあり方に関する検討委員会
の公開に関する運営要領

(会議の公開)

第1条 奈良市ボランティア・NPO との協働のあり方に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)の会議は公開とする。

ただし、検討委員会の議決により非公開とすることができる。

なお、公開する場合であっても、委員長は、会議の秩序維持等を図るため、傍聴人を制限し、または、退場を命じることができる。

(議事内容等の公開)

第2条 検討委員会の議事内容は、原則、公開とする。公表は、奈良市ホームページ上で行う。

2 検討委員会の委員の名簿(氏名、主な勤務先・役職名、検討委員会での役職名)は、公表する。

3 議事内容の公表については、発言者の氏名と検討委員会での役職名を表記する。

(その他)

第3条 その他情報公開及び個人情報の取扱いについては、奈良市情報公開条例及び奈良市個人情報保護条例の規定に則するものとする。

附 則

この要領は、平成16年 7月 6日から実施する。

奈良市ボランティア・NPOとの協働あり方に関する検討委員会傍聴要領

(目的)

第1条 奈良市ボランティア・NPOとの協働あり方に関する検討委員会の傍聴手続きについて定めるため、奈良市ボランティア・NPOとの協働あり方に関する検討委員会傍聴要領を定める。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に、所定の用紙に住所及び氏名を記入する。

2 傍聴人数は、会議室の状況により、入室可能な人数とする。

3 傍聴しようとする者が入場可能な人数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 傍聴人は係員の指示に従って会議室に入室し、所定の席に着席するものとする。

(禁止事項)

第2条 次に掲げる者は、会議室に入室することができない。

- (1) 人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードまたはこれに類するものを携帯している者
- (3) 他人に迷惑をかけるような行為もしくは服装をしている者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) その他、入場を禁ずることが相当と委員長が認めた者

(遵守事項)

第3条 会議の傍聴に際し、傍聴人は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会議の傍聴中は、静かに傍聴すること
- (2) 拍手その他の方法により議事の言論に対し批評を加え、または賛成、反対等の意思表示を行わないこと
- (3) 委員長が認めた者以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと

(秩序の維持)

第4条 傍聴人は、第3に規定する事項を遵守するほか、委員長もしくは係員の指示に従うものとする。

2 傍聴人が遵守事項に違反した場合、委員長は当該違反人に注意を促す。

3 注意を受けた傍聴人が、なお注意に従わない場合は、委員長は当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

附 則

この要領は、平成16年 7月 6日から実施する。

奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議設置要領

(目的)

第1条 奈良市とボランティア・NPO等とのパートナーシップを構築し、市民参加のまちづくりを推進するための協働の情報交換・意見交換・資料提供並びに各部局内の連絡調整を行う庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる課の課長を委員として構成する。

(会議)

第3条 連絡会議の議長は、市民生活部長とする。

2 議長は、連絡会議を総理し、必要に応じ、会議を招集する。

3 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(幹事会)

第4条 連絡会議には、連絡会議の審議、検討等を補佐するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課の課長補佐を幹事として構成する。

3 幹事会の議長は、市民サービス課長とする。

4 議長は、幹事会を総理し、必要に応じ、会議を招集する。

5 幹事会は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民生活部市民サービス課において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 6月 2日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日改正）

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表

部 局 名	課 名
総務部	総務課
企画部	企画政策課、防災課、環境保全課、文化振興課
市民生活部	市民サービス課、人権・同和施策課
保健福祉部	福祉総務課、健康増進課
環境清美部	企画総務課
経済部	観光課
都市計画部	景観課、街路公園課
教育委員会事務局	学校教育課、社会教育課

奈良市市民生活部市民サービス課

〒630-8580

奈良市二条大路南 1 - 1 - 1

TEL&FAX 0742-34-4731

E-MAIL siminseikatu@city.nara.nara.jp